

〔 参考資料 〕

今後の情報開示・発信基盤整備の道筋について

～情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ報告を踏まえて～

平成23年3月24日

内閣府経済社会システム

今後の情報開示・発信基盤整備の道筋について

- 概要**
- ・将来的には、内閣府が都道府県と協力し、閲覧情報を一元的に公開できるよう、NPOポータルサイトを改善する。
 - ⇒「1. 将来的な内閣府NPOポータルサイトのイメージ」(WG報告別紙1参照)
 - ・当面は、内閣府と都道府県が標準開示フォーマットを活用し、NPO等の情報を集約する。
 - ⇒「2. 新しい公共支援事業による情報開示の推進」(WG報告別紙2参照)

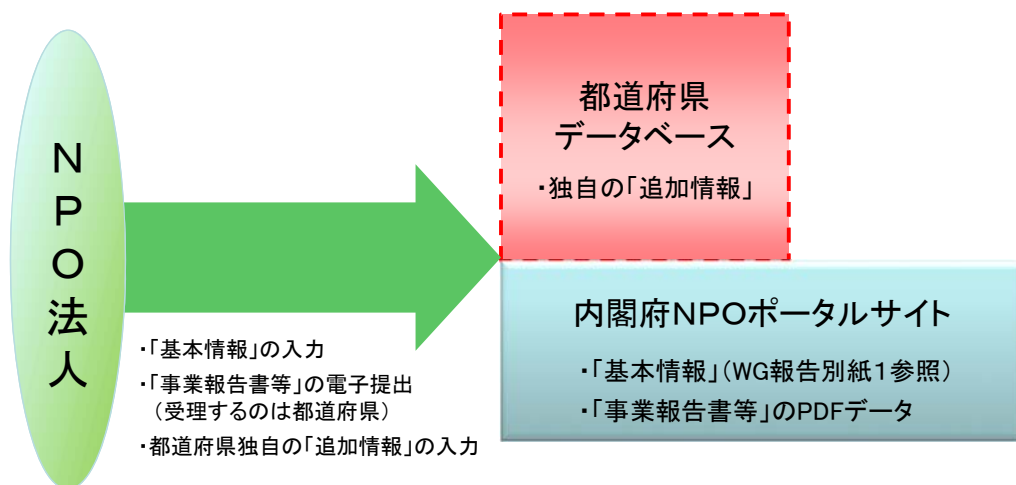
整備スケジュールのイメージ (法案が採択され、最短で整備する場合)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
支援事業における情報開示の促進	内閣府 新しい公共支援事業ウェブページ ※都道府県が標準開示フォーマットに基づいて用意する団体情報とリンク	支援事業を通じたNPO等のITリテラシーの向上	支援事業における情報開示から得られた知見等を踏まえ、基本情報フォーマットを定め、新ポータルサイトへ反映
内閣府NPOポータルサイトの整備スケジュール(案)	内閣府NPOポータルサイト		新ポータルサイト 運用開始 基本情報フォーマット(電子提出化の推進)
NPOポータルサイトを最短で拡充する場合のタイムスケジュール	平成24年度 予算要求	システム開発	運用開始

1

1. 将来的な内閣府NPOポータルサイトのイメージ

- ・都道府県が受理した事業報告書等と基本情報フォーマットに基づいてNPO法人が自主入力する情報について、内閣府NPOポータルサイトに一元的に集約できる仕組みを構築する。
- ・都道府県が独自データベースを設けた場合でも、NPO法人が同じ内容を2重で入力することがないように内閣府と都道府県の連携を図る。



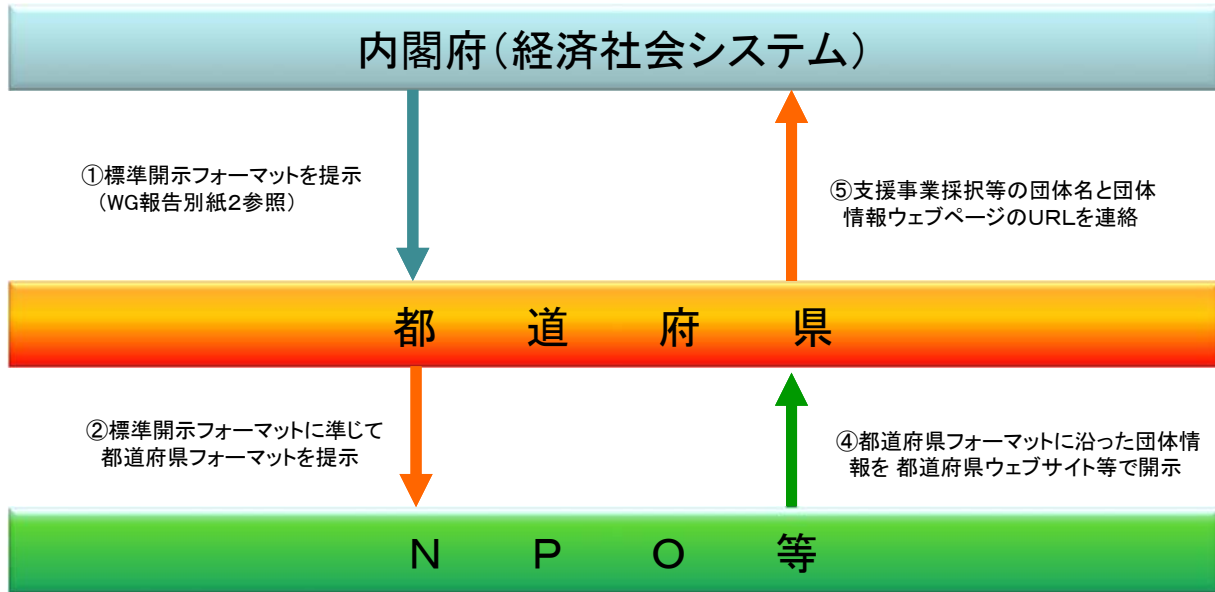
※NPOが入力する「基本情報」「追加情報」については、
 ①「基本情報」を内閣府NPOポータルサイトに、「追加情報」を都道府県データベースに入力してもらい、「基本情報」については、都道府県も利用できるようにする方法
 ②都道府県データベースから「基本情報」を内閣府NPOポータルサイトに自動反映できる仕組みを構築することで、都道府県データベースにワンストップで入力できるようにする方法
 の2つの方法があり、どちらにするかは、新しいポータルサイト構築の際に検討する必要がある。

2

2. 新しい公共支援事業による情報開示の推進

2-1. 情報開示の推進方法

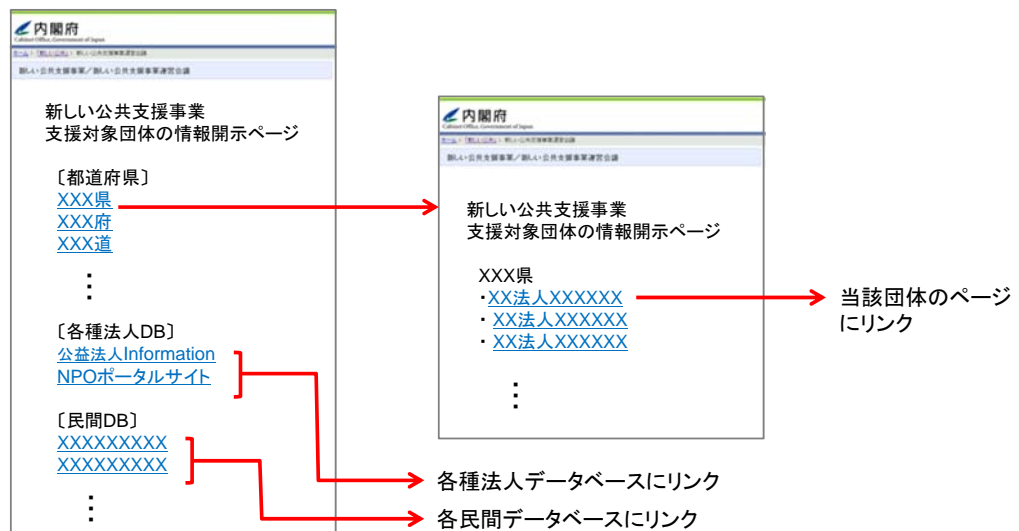
支援事業採択を受けたNPO等に対し、標準開示フォーマットに準じ、都道府県が作成したフォーマットに沿った団体情報を求める。



3

2-2 内閣府による対応

支援事業の間、内閣府は、開示された情報へリンクできるページを内閣府サイト内に用意する予定。



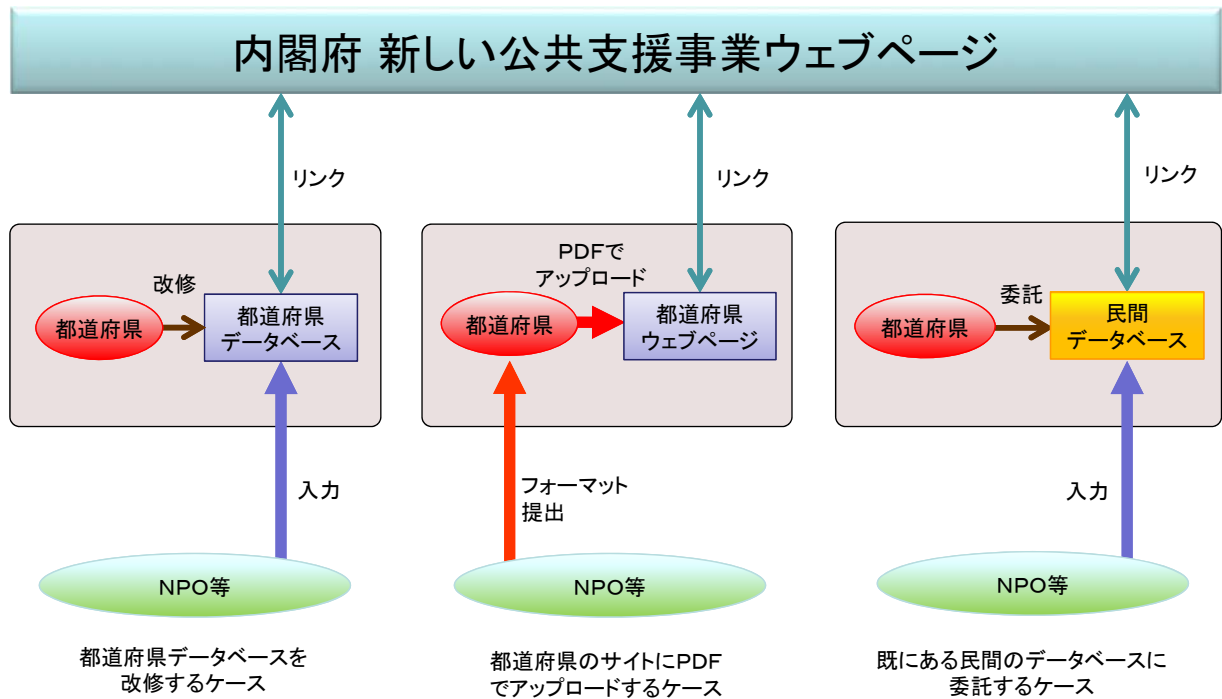
都道府県にお願いしたいこと

- 全国一体的な情報開示を推進していくため、支援事業において情報開示された団体の団体名とリンク先URLについて、内閣府へ定期的に連絡していただく必要がある。

4

2-3 都道府県による対応

支援対象団体が情報開示するための手段として、以下の3つのケースが考えられる。



5

(参考)「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」抜粋

10 情報開示のための基盤整備について

都道府県は、「新しい公共」推進会議(以下、「推進会議」と言う。)での検討結果を踏まえたNPO等の情報基盤の整備の推進のため、以下のことを行うものとする。なお、推進会議では、NPO等の情報開示を促進していくための情報基盤のあり方に関し検討され、標準開示フォーマットが取りまとめられる予定。

10-1 団体情報の開示の義務付け

都道府県は、支援対象者、モデル事業(6-4の(5)及び(6)の事業)の実施主体及び都道府県から事業を委託された団体・組織に対し、採択後3ヶ月以内に、標準開示フォーマットを用いた団体情報を開示するよう義務付けることとする。なお、開示の手段については、当該NPO等のウェブサイトや都道府県のNPOポータルサイトのみならず、利便性が高く、全国共通のデータベースへの掲載も義務付けること。

10-2 団体情報の開示の普及推進

都道府県は、10-1に該当するNPO等のみならず、都道府県の他の事業において助成等を行うNPO等に対し、標準開示フォーマットでの情報開示を求めたり、都道府県内の他の助成団体に対し、標準開示フォーマットの活用を推奨したりするなど、標準開示フォーマットによるNPO等の情報開示を推進するよう努力すること。

10-3 財務報告の普及推進

都道府県は、支援事業で採択したNPO法人に対し、会計基準の導入推奨を含め、一般的に理解しやすい財務報告の普及を推進すること。

10-4 開示状況の確認

都道府県は、支援対象者に対して、11-1の成果の取りまとめと合わせて、情報開示や会計基準の導入状況について確認する。

6